

#### ④その他

- ・案内誘導サイン：見学ルートのご案内。全体配置図を用い見学動線の要所に設置。休憩所、便所等の表示、方向指示等
- ・規制サイン：公園利用にあたっての規制等を示す。



図 74 案内誘導サイン（イメージ）

## 7 植栽に関する計画

史跡難波宮跡は大阪という大都市の中心部に位置することから、史跡として保存された広大な敷地は、市民にとって貴重なオープンスペースとなっている。ただし、難波宮跡は、本来は一体となった広い空間に広がっていたのであるが、現在は阪神高速道路・中央大通と上町筋によって3つの区画に分断されている。その3つのうち、南部ブロックは中央に大極殿を含む朝堂院とその東側に官衙、北部ブロックは内裏、西部ブロックは「難波大蔵」とおもわれる官衙と5世紀代の大型倉庫群である。このような状況にあって、各ブロックに宮殿内におけるそれぞれの機能に応じた遺構の空間をイメージできるようにするためには、各ブロックは周囲の道路景観と視覚的に遮蔽することが必要であることから、周辺部（道路際）には高木を配置する。また、都心部の史跡公園として市民が憩える空間であるためには、必要な箇所に樹木による緑陰が必要である。今後、北に隣接する大阪城公園と一体化した歴史公園として整備、活用する方針であり、そのためにも大阪城公園からの緑の連続した空間として樹木の植樹は重要である。ただし、計画地の遺構面は、現地表面地盤よりおおよそ深さ0.5m程度の位置にあるため、遺構に損傷を与えないことを前提とし、以下の点に考慮し植栽計画を行う。

- ・高木を植栽する場合は、樹木の根系の深淺度を考慮し、遺構の保護に影響のない範囲で配置や樹種を検討する。また、防根シートの導入も検討する。なお、人工的にマウンドを形成することで、遺構面までの深度を加算し、樹種選定の幅を広げることができる。
- ・景観阻害要因となる大きな人工構造物としては、周囲の道路（特に阪神高速の遮音壁）、便益施設等の建造物の2つがあげられる。基本的には、緑の緩衝帯を形成するが、安全性や遺構の“つながり”の確保のため、必要に応じて視線が抜けるよう整備し、景観調和を図る。
- ・内裏内部には在来種を中心に樹種を選定し必要最小限の植樹とする。
- ・遺構表示や見通しの阻害となっている既存の樹木については、必要に応じ伐採・剪定をおこない、

史跡の価値向上を図る。

- ・ 記念碑を伴う植樹については、現在あるものについては存置するものの、遺構の保存を最優先として、今後、史跡内においては実施しないものとする。

## 8 建物（便益施設等）に関する計画

歴史公園として市民が快適に利用するために、公園施設として必要な便益施設等を整備する。以下に、各ブロックにおいて必要な施設を示す。施設の設置にあたっては、地下遺構に影響を与えないよう十分に配慮するとともに、眺望や景観にも配慮した配置とデザインとする。なお、史跡区域については、必要最小限の施設整備とする。

### ○導入機能

- ・ 史跡区域外である北部ブロックの西地区には、難波宮跡や大坂城跡の情報案内をはじめとして、さらに、その南側に続く上町台地や西側に広がる船場地域といった周辺に点在する文化財等への歴史探訪の起点となるような情報案内機能を導入する。

#### 【情報案内機能の例】

- ・ 難波宮跡をはじめとする周辺の文化財の紹介など
- ・ 大阪の歴史、文化等に関する案内

- ・ また、同地区には、大阪城公園や難波宮跡を展望できるテラスカフェ、ガイドツアーの拠点、案内所、特産物等を販売する売店、駐車場など、歴史公園としての効用を高めるとともに、多くの来訪者が満足するような施設を設置する。
- ・ 史跡区域である南部ブロックには、来訪者が安全・安心・快適に利用できる便所を設置する。

### ○施設例

北部ブロック	情報発信施設、飲食店、案内所、売店、駐車場、便所など
南部ブロック	便所



図 75 施設イメージ（平城宮跡歴史公園天平うまし館）



図 76 施設イメージ（平城宮跡歴史公園天平みはらし館）

## ○外観・規模等

北部ブロック西地区は、史跡に指定されていないが、宮殿の中核部である内裏のすぐ西側に位置することをふまえ、また、難波宮跡を構成する一部として、一体的な空間の広がりや連続性を確保することが求められるため、施設の形態や外観、規模等については、以下の点に留意する。

- ・ 歴史公園に相応しい違和感のない外観とし、圧迫感のないよう配慮した配置とする。
- ・ 隣接する大阪歴史博物館では、高層階（10階）から難波宮跡周辺への眺望を展示の主たる構成要素としていることから、その眺望を確保する。また、難波宮跡南部ブロックから大阪城公園（特に大阪城天守閣）への景観についても配慮する。
- ・ 建築物の高さについては、原則、2階建て以下とする。また、建築物の建築面積は、上記の眺望や景観の観点を最大限配慮することを前提に、都市公園法の趣旨を踏まえ、3,200㎡（北部ブロック面積約23,000㎡×建蔽率14%）を上限とする。

## 9 管理施設に関する計画

---

- ・ 照明設備は安全、防犯のための照明に加えて快適な環境づくりを狙いとした、それぞれの施設、場所にふさわしい配光や色温度とし、周辺景観に配慮した夜間景観を形成する。
- ・ 樹木等の維持管理に必要な給排水設備を整備又は更新する。

## 10 難波宮跡および周辺地域の環境保全（眺望）に関する計画

---

難波宮跡周辺域は、今日の大阪都心の中核となっており、高度な土地利用がなされる一方で、大阪の歴史を伝える歴史資産や開放的な水辺などが調和し、豊かな都市景観を形成している。特に、難波宮跡から大阪城天守閣を見通すビスタ（見通し線）は、かつての城下町から大坂城天守を見通す景観を想起させ、城下からの景観演出の機能をうかがうことも可能であることから、難波宮跡の主要な遺構と合わせ、大阪城天守閣の眺望を確保できる計画とする。

①北部ブロック

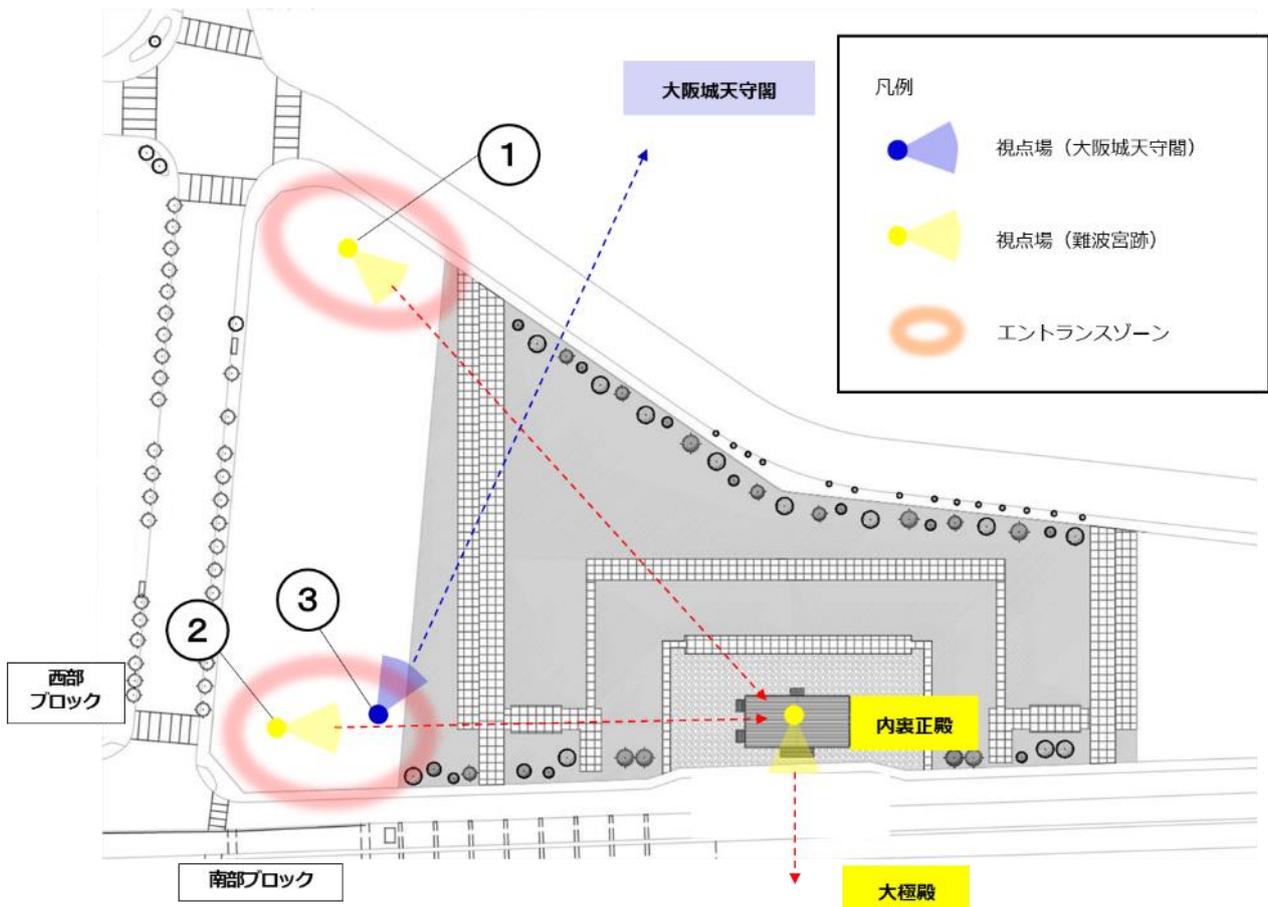


図 77 北部ブロック視点場

- ・内裏正殿は、内裏の最も中心的な建物であり難波宮跡の中でも中核となる建物であることから、主要なエントランスゾーンからの内裏正殿への眺望を確保する。
- ・大阪のランドマークとなる大阪城天守閣を望める立地条件であるため、そのポテンシャルを活かして南西のエントランスゾーン等から大阪城天守閣への眺望を確保する。
- ・交流広場ゾーンに設置する施設内から、時代の異なる難波宮跡、大阪城天守閣を同時に望める視点場を検討する。

## ②南部ブロック

- ・主要なエントランスゾーン等から、難波宮跡のメインとなる大極殿や朝堂院の広がりある空間への眺望を確保する。
- ・大極殿の南側からは、大阪ビジネスパークのビル群を背景に大阪城天守閣が眺望できることから、大阪の古代、中近世、現代が一望できる眺望を確保する。

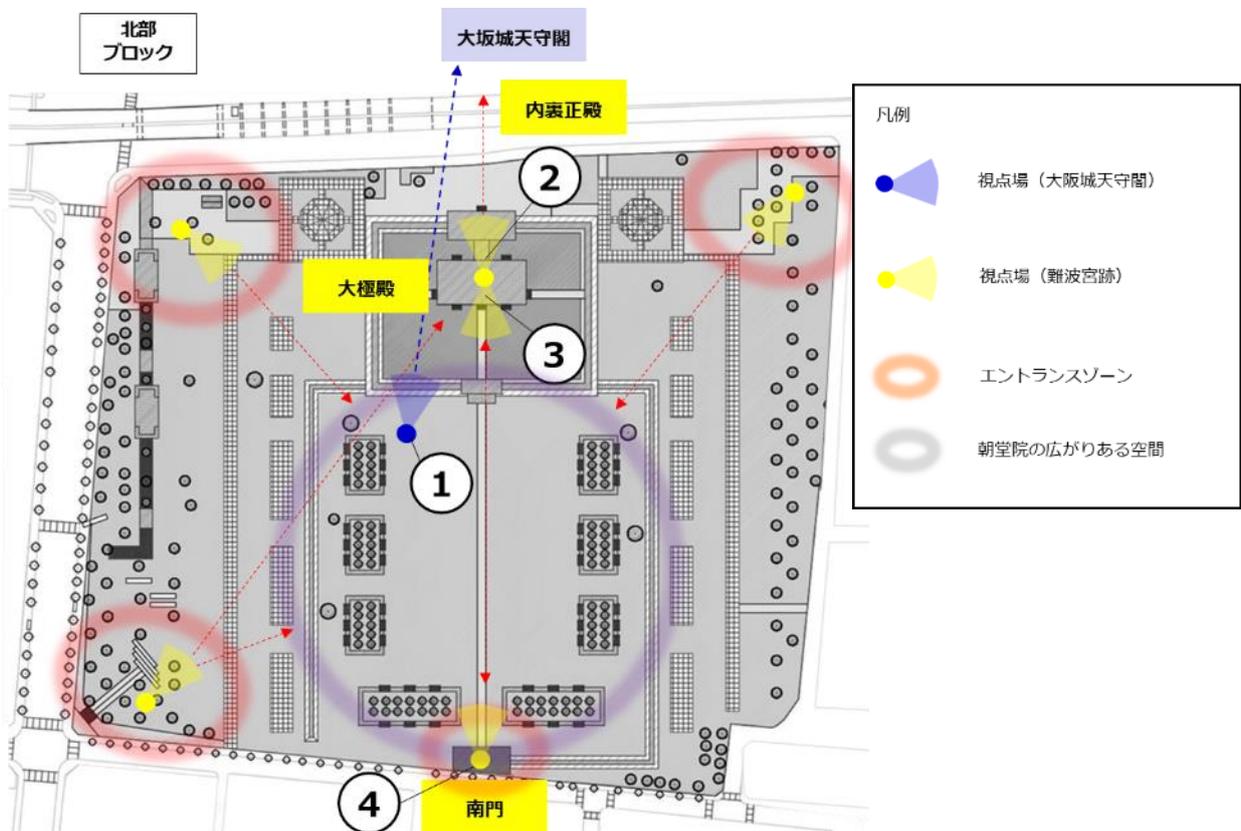


図 78 南部ブロック視点場

## 1 1 関連諸団体と連携した調査研究、情報発信等に関する計画

---

昭和 29 年以來の継続した発掘調査、研究により、難波宮跡が学術的に極めて重要な遺跡であり、わが国で最古の本格的な宮殿であることが明らかとなった。難波宮跡は都市としての大阪のルーツともいべき遺跡である。また山根徳太郎を中心とした市民をあげての保存運動により、大阪市という大都市の中心部の広い範囲が保存されていることは、大阪の歴史だけでなく、わが国の古代史研究上、また遺跡保存の歴史上、大きな足跡として記憶されるべき事項である。

ところが現状では、市民に対しての難波宮跡の知名度は必ずしも高いものとはいえず、奈良県の平城宮、京都府の平安宮などと比較して劣勢は否めない。広く市民に周知され、その重要性が認識されることは、今後の保存・活用をすすめるための基本条件となることである。ホームページの公開等、新たな情報公開ツール等が開発されるなかで、さまざまな手法を用いて積極的にこれをおこなうこと、また関連諸団体と連携をとり、活動の範囲を広げること等が必要である。

### 【取り組み例】

- ・大阪歴史博物館、大学、研究機関、大阪城天守閣との連携—大阪の歴史・文化の情報発信、調査・研究の推進、研究成果の情報発信など
- ・集客、観光に対する対応—交通事業者や周辺施設による情報発信、民間活用、イベントの開催など
- ・学校教育との連携—校外学習での史跡の活用、学芸員の出前授業など
- ・生涯学習との連携—学芸員の出前講座、歴史講座など
- ・地域との連携—ボランティア活動、清掃活動、イベント実施など

## 1 2 整備事業に必要となる調査等に関する計画

---

発掘調査により、難波宮中枢部の形態がほぼ明らかになり、わが国の古代史を考える上で極めて貴重な遺跡であることが認識された。また近年の調査により宮殿中枢部の周囲の調査がすすみ、官衙の形態が明らかになるとともに、宮城が概ね推定できるようになった。

その宮域内で、史跡指定地のうち南部ブロックの南側において、前期朝堂院南門が発見されている。さらにその南側に前期の朝集殿と「朱雀門」、回廊遺構が発見されている（朱雀門・朝集殿地区）。これらは難波宮の中枢部を構成する建物であり、難波宮のメインゲートにあたる極めて重要な遺構である。一方、2 箇所で官衙のまとまった遺構が発見されたが、その内の内裏西方官衙は南半分が史跡に追加指定され、史跡公園としての整備工事がおこなわれた（西部ブロック）。もうひとつの朝堂院東方に広がる東方官衙地区は、東北部および西北部の一部、およびその南側等の敷地が追加指定されたが、それ以外に未指定の敷地も多く残っている。これらの地域で発見された一連の建物群は、前期難波宮の段階で官衙が形成されていたことが明らかとなり、わが国の国家体制がどのように整ってきたかを知るうえで重要な遺構である。一方、北部ブロックの史跡指定地東隣の N T T 敷地は、難波宮跡・大阪城連続一体化構想において重要な場所であり、難波宮跡から大阪城公園にかけての良好な景観を確

保するためにも重要である。遺跡の上でも内裏に隣接する場所であり、将来、史跡に追加指定し、環境整備をおこなうことが望ましい。

これらの敷地内では発掘調査が未実施の範囲も多く残っている。公有化の後、必要な発掘調査をおこない、遺構の状況を確認したうえで、その結果をもとにした環境整備事業をおこなうことが望まれる。その際の遺構表示の手法は、基本的には南部ブロックの手法に倣うが、地下遺構の状況とそれぞれの敷地の利用計画にあわせた手法とすることが必要である。

### 1 3 公開・活用に関する計画

難波宮跡について周知・普及・情報発信をおこない、今後のさらなる知名度の向上のために、以下の取り組みを検討する。

#### 【歴史文化についての情報案内】

- ・ 難波宮跡や周辺文化財探訪の起点となるような情報発信・滞在施設の整備およびこれらを活用した各種事業の企画・実施
- ・ パンフレット等の発行
- ・ 大阪城公園の管理運営事業者等と連携した周遊ツアーの企画
- ・ AR、VR等を活用した難波宮の歴史体験
- ・ 大阪歴史博物館や大阪城天守閣等の周辺施設と連携したセミナー等の実施
- ・ 日常的なボランティアガイドの育成

#### 【取り組み事例】

- ・ 各種パンフレットの発行



図 79 各種パンフレット

・遺構見学ガイド

大阪歴史博物館の学芸員や博物館ボランティアが、博物館内や難波宮跡西部ブロックの遺構について、解説・案内をおこなっている。



図 80 大阪歴史博物館地下の保存遺構見学室

・AR難波宮

公益財団法人大阪市博物館協会（当時）が「なにわ活性化プロジェクト委員会」（委員長・栄原永遠男 大阪市立大学名誉教授）の提言をもとに、文化庁の「文化財を活かした観光振興・地域活性化事業」（平成 23 年度）の補助を受けて、上町台地の歴史遺産活用の一環として開発された。

古代の宮都・難波宮について、AR技術を活用してわかりやすく紹介するもので、在りし日の難波宮の姿を今ある遺跡の上に重ねて復元することで、想像が難しい難波宮の様子を視覚的に理解でき、現在と過去の結びつきが実感できる。



図 81 アプリケーション「AR難波宮」

【遺構の活用】

- ・発掘調査体験イベントの実施
- ・遺構のイルミネーション・ライトアップ等
- ・史跡を利用したコンサート等のイベント実施

#### 【歴史体験】

- ・当時の衣装体験及び生活体験等の古代の歴史・文化体験や歴史に触れる場の提供
- ・歴史・魅力を活用した観光商品開発

#### 【他イベント・団体との連携】

- ・観光物産展の開催
- ・大阪・関西万博との連携
- ・地域コミュニティ等との連携

#### 【観光案内スタッフの配置】

- ・ボランティアによる日常的なガイドの実施

#### 【多様な主体との連携】

- ・市民団体、NPO、企業等の多様な主体と連携した各種イベントや清掃活動の実施
- ・各種イベントや難波宮跡の清掃（草刈り）奉仕等に関するアイデア募集や企画、運営について、市民団体、NPO、企業等と連携した事業の推進

#### 【民間活力の導入】

- ・指定管理者制度、設置管理許可等の民間活力の導入を検討

## 14 管理・運営に関する計画

---

難波宮跡の整備、活用事業は、今後も大阪府、市が共同で推進していくこととするが、担当が多数の部局に分かれているため、意思決定等に俊敏な対応が取れるよう組織などのあり方を検討する。

一方で、保存・活用にあたって新たな提案、手法を導入することも検討する必要がある。そのひとつとして、指定管理等の手法による民間活力の導入に関する検討も有効であると考えられる。民間企業のもつ独自の観点による事業展開に関する技術、経験などを活かすことにより、難波宮跡に対して新たな魅力の発掘や情報発信の手法など、活性化につながる手法を導入できる可能性があるとおもわれる。

ただし、民間活力の導入にあたっては留意すべき点も指摘されている。近年の同様の事例をみると、事業期間が限られていることによる弊害や中長期的視点の希薄さ、またその場のもつ特長を活かしきれていないといった指摘もある。さらに、情報発信施設の管理・運営については、専門的な知識や最新の調査・研究成果を反映できる体制の整備が必要となる。民間事業者公募の際にはこれらの問題点を考慮し、難波宮跡の保存管理、普及活用に効果のある提案がなされるよう条件設定等を定める必要がある。そのうえで大阪府、市の責任を明確化したうえで民間活用を図ることに留意する。

1) 全体計画

事業期間は、本計画策定後概ね30年とし、本計画策定年度を含めた5年間を短期計画（～2024年）、以降を長期計画（2025～2050年）と設定する。

▼2025大阪・関西万博

		短期計画					長期計画
		2020	2021	2022	2023	2024	2025～2050年
北部ブロック	西地区	【公園整備】 事業者公募／実施設計／工事					用地公有化
	中央・東地区						
南部ブロック	中央地区	【史跡（解説板等）整備】 実施設計／工事					公園整備
		【史跡（暫定基盤）整備】 実施設計／工事					史跡整備
	東方官衙地区	用地公有化	発掘調査				史跡整備

図82 難波宮跡整備における計画のスケジュール

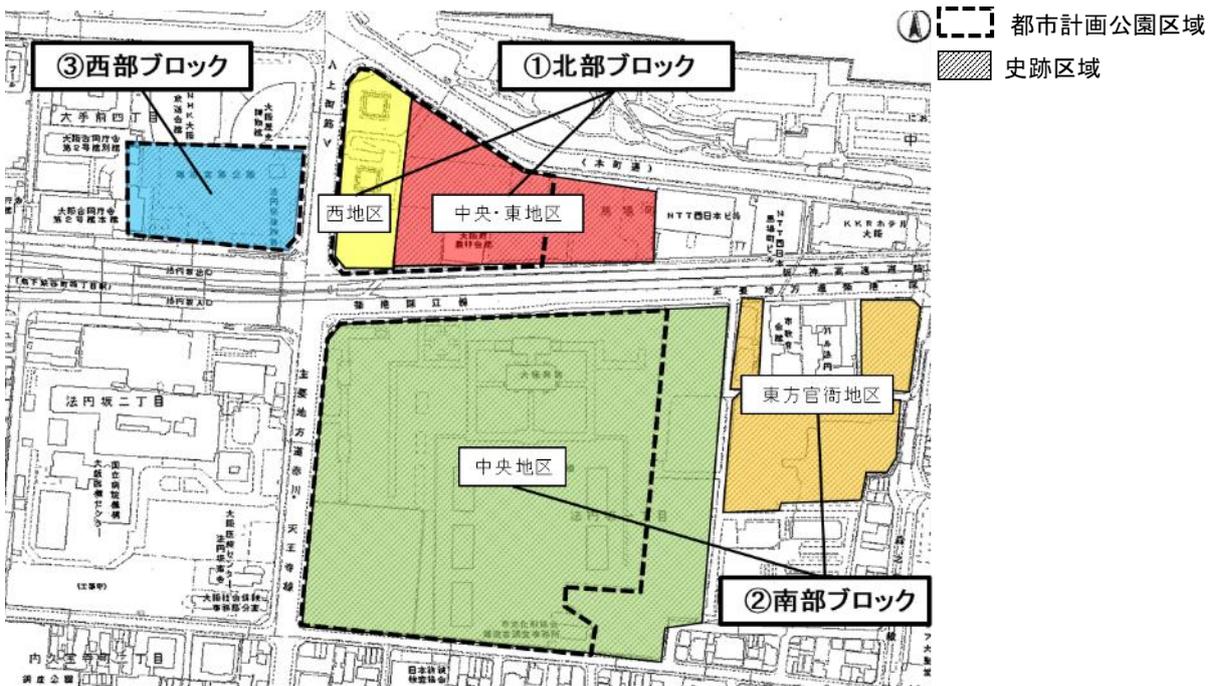


図83 北部ブロック・南部ブロック全体区域図

## 2) 短期計画

### ① 北部ブロック

2025年に大阪・関西万博が開催されることが決定し、世界へ大阪をアピールする絶好の機会が訪れることから、北部ブロック全体の供用開始に向け、優先的に整備を実施する。(造成、園路、植栽等の整備事業費として約6億円を想定※民間施設は除く)

西地区については、大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡の3点をつなぐ結節点として重要な場所に位置しているため、周辺の回遊性の向上の効果を発現させることで、難波宮跡の普及啓発を進めるとともに、大阪城公園一帯の賑わいの創出を図る。また、同地区は、史跡には指定されていない区域であるため、内裏のすぐ西側であることをふまえ、前述のゾーニングを基本としたうえで、民間活力の導入により、民間事業者からの柔軟な発想に基づく事業提案を求めることとする。



図84 西地区(民間活力導入)の整備イメージ図

中央・東地区については、大半が史跡に指定されている区域であるため、内裏正殿や回廊、塀などの遺構表示を中心とした草地の広場の整備を実施する。なお、外郭築地遺構の露出展示については、長期計画での実施に向け、地下遺構の保存に影響を及ぼさない公開手法等の検討を行う。

なお、これらの地区においては、Park-PFI制度など、民間活力導入による一体的な整備、活用を行うこととする。また、ARやVRを活用した情報発信機能の充実を図る。

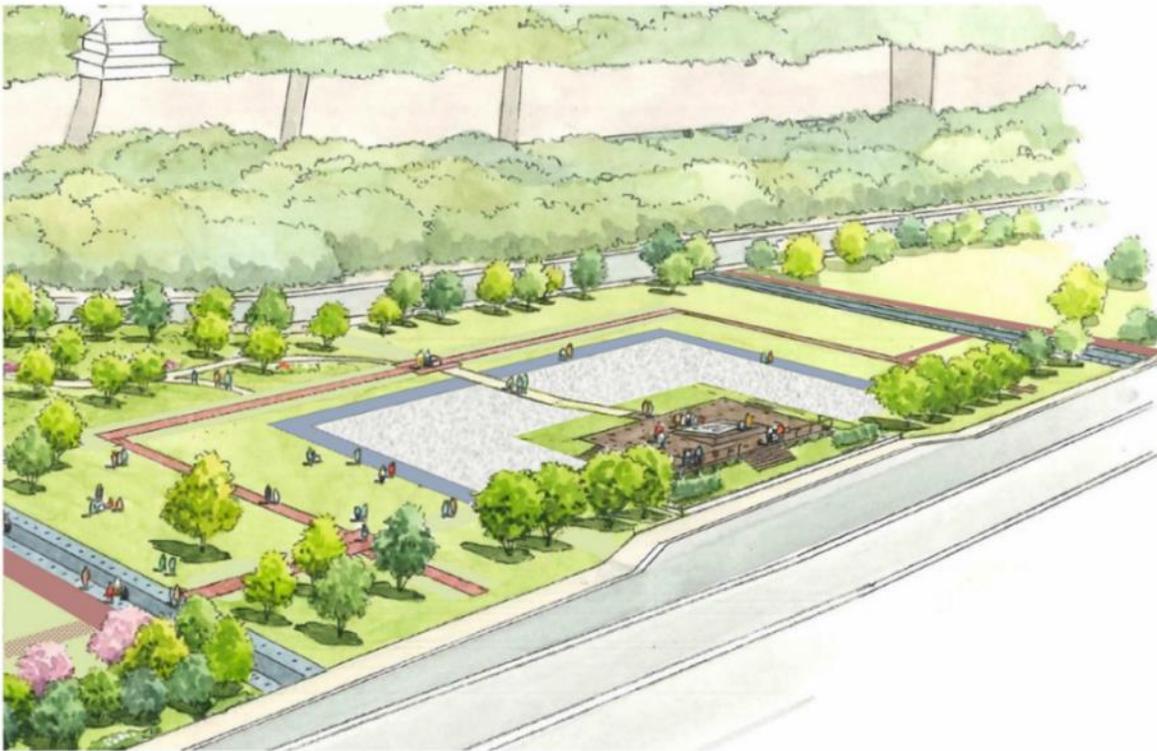


図85 整備イメージ図(短期)

## ②南部ブロック

中央地区については、老朽化している施設の改修を行うなど適正な管理運営を行う。中央地区東側の未整備区域については、既に用地取得しているため、早期の一般利用に向けて暫定整備を実施する。東方官衙地区については、用地取得と発掘調査を実施する。また、南部ブロックは難波宮跡の中枢部を構成する区域として解説板の設置等情報発信機能の充実を図る。

### 3) 長期計画

北部ブロックの中央・東地区については、一部用地未取得の区域があるため、長期計画にて用地取得を実施する。南部ブロックについては、中央地区の老朽化している施設の改修や更新を行うとともに、中央地区南半部・東方官衙地区の本格整備を実施する。また、難波宮跡全域において、歴史的建築物の復元を検討する。



図 86 整備イメージ図（長期）

(参考) 整備計画イメージ図

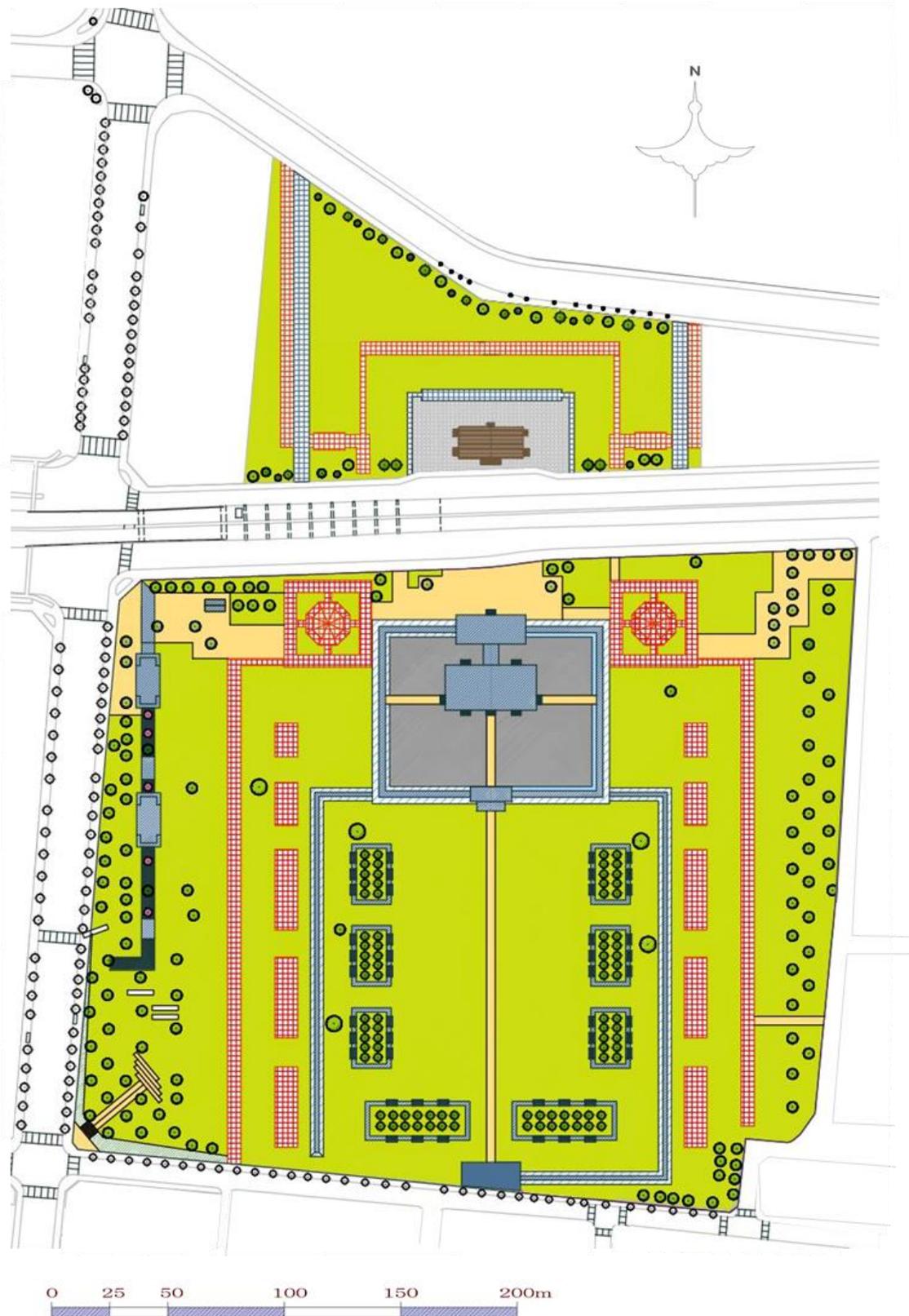


図 87 整備計画イメージ図

(参考) 整備構想イメージ図 (平成 24 年度難波宮跡整備検討委員会資料)



図 88 整備構想イメージ図 (平成 24 年度難波宮跡整備検討委員会資料)